



平成31年1月29日

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市国民健康保険運営協議会

会 長 中 山 実 郎



国民健康保険事業の運営について（答申）

平成31年1月24日付け発福保第1068号で諮問のありましたこと
について、当協議会において審議した結果、別添のとおり結論を得
たので答申します。

答 申 書

(平成31年1月29日)

鳥取市国民健康保険運営協議会

(概 況)

国民皆保険制度の基盤として医療機会の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たす国民健康保険制度は、医療の高度化や急速な高齢化の進行による医療費の増加と、経済・雇用情勢に影響されやすい財政基盤の脆弱性から財政運営は困難を極めてきた。

また、他の医療保険に属さない者を被保険者とする制度であることから、退職、失業等による被用者保険から離脱した無所得者や高齢者が多くを占めるなど、制度の構造的な問題を抱えている。

これらの課題解消のため、国の社会保障と税の一体改革において、都道府県が国民健康保険の財政責任を担い、持続可能な医療保険制度に転換していくよう抜本的な制度改革が平成30年4月から施行された。

平成30年度からの国民健康保険は、国等からの公費の調整や保険給付の財源の確保については都道府県が財政責任を担うため、当該年度の市町村の財政リスクは回避される仕組みとなった。一方、都道府県域内の市町村が支え合う要素が強まることから、域内の統一的な運営基準や保険料負担の格差の平準化など、地域間で被保険者の負担に不公平が生じないように運営努力が求められている。

これまでの鳥取市の国民健康保険事業は、低迷していた保険料収納率を向上させるため、徴収体制の強化策を講じることにより安定的に保険料収入の確保が見込める状況となった。また、将来の安定した事業運営と被保険者の健康増進のため、医療費適正化対策を積極的に推進し、ジェネリック医薬品の利用勧奨、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病等生活習慣病の重症化予防などに重点的に取り組んできた。

このような経営努力の結果、平成24年度以降、保険料率を引き上げることなく安定的な運営を堅持し、事業運営に必要な基金残高を確保するとともに、平成27年度と28年度に2年続けて保険料率の引き下げを実施するに至っている。さらに制度改正の初年度にあたる平成30年度には、資産割の廃止を含む保険料率の全面改定を行い、堅調に事業を運営しているところである。

このような経過と制度改正の初年度の現状を踏まえ、平成31年度の鳥取市の国保事業の運営に関する諮問に対して、慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

1 保険料の賦課限度額について

「平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定）」に基づき、平成31年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は基礎賦課額（医療分）が3万円引上げられ、61万円とされる予定である。

鳥取市の賦課限度額に係る諮問については、国の基準どおりとすることが適当である。

(賦課限度額)

平成31年度の基礎賦課額(医療分)の賦課限度額を国基準どおり引上げる。

- ・基礎賦課額（医療分） 61万円（3万円引上げ）
- ・後期高齢者支援分 19万円（現行どおり）
- ・介護納付金分 16万円（現行どおり）

※参考 賦課限度額の推移

医療分（基礎賦課額）

(単位：万円)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度(案)
国	基準	52	54	54	58	61
鳥取市	実績	52	54	54	58	61
	国基準との差	0	0	0	0	0

後期高齢者支援金分

(単位：万円)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度(案)
国	基準	17	19	19	19	19
鳥取市	実績	17	19	19	19	19
	国基準との差	0	0	0	0	0

介護納付金分

(単位：万円)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度(案)
国	基準	16	16	16	16	16
鳥取市	実績	16	16	16	16	16
	国基準との差	0	0	0	0	0

2 保険料率について

国民健康保険の制度改正が施行された初年度において、鳥取市の国民健康保険事業は、保険料率の全面改定を行ったところであるが、被保険者の混乱もなく順調に運営され、また医療費の急増に起因する財政リスクが回避されているため、堅調な決算が見込まれている。

制度改正の2年目を迎える平成31年度は、引き続き被保険者の減少が見込まれるものの、疾病リスクの高い前期高齢者の割合の増加に加え、団塊の世代が自己負担割合の縮小する70歳に到達することが見込まれている。これに対し保険給付費等として必要な財源は、鳥取県が算定し、鳥取市は国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）として鳥取県に納めることとなるが、前年度を上回る納付金が示されている。また、鳥取県が算定した標準保険料率（内示段階）で試算すると、納付金に必要な保険料額の総額を確保できるが、保険料率が引き上げられる。

このことを踏まえ、平成31年度の保険料率について検討した結果、制度改正時に保険料率の全面改定を行ったばかりであることや、鳥取市の平成30年度の決算の見込みが堅調であることに加え、決算を通じた納付金の収支バランスの妥当性の確認と今後の納付金の推移を見通すことが困難であることから総合的に判断し、制度の安定性の観点から諮問どおり基金の活用により保険料率を据え置きとすることが適当であるとの結論に達した。

（保険料率）

平成31年度の保険料率は現行どおり据え置きとする。

医療分（基礎賦課額）

現行どおり			【参考】標準保険料率		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
7.2%	23,000円	24,600円	7.5%	30,278円	20,089円

後期高齢者支援金分

現行どおり			【参考】標準保険料率		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.7%	9,200円	9,000円	2.75%	11,010円	7,305円

介護納付金分

現行どおり			【参考】標準保険料率		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.4%	9,400円	7,000円	2.31%	12,228円	6,168円

当協議会の意見として

平成30年度の鳥取市国民健康保険費特別会計は、国民健康保険制度の制度改革の初年度にも関わらず堅調に財政運営され、当協議会としても望ましい状況であるが、平成31年度は鳥取県への納付金の増加が見込まれ、本来は保険料の引き上げを検討しなければならない状況にあることは、保険者としてのさらなる経営努力を求めるものである。

とりわけ、財政責任主体の鳥取県に対しては、保険料負担水準が可能な限り低くなるような制度設計に早期に取り組むとともに、平成30年度の事業運営の状況を決算等により十分検証し、中長期的に安定した運営が行われることを期待する。

当協議会は、国保の制度改革に応じて、今後の財政の健全化及び被保険者のさらなる負担軽減のため、次の点について意見を申し述べる。

- 1 運営主体の鳥取県と調整を行い、持続可能な社会保障制度としての中長期的な展望を示し、安定した運営が行えるよう制度設計すること。
- 2 鳥取県に納付する納付金について、県の責任により保険給付費の動向の分析を深め、必要とされる額の積算根拠と今後の見込みを示すよう要望すること。
- 3 平成30年度の決算などを通じて、鳥取市が鳥取県へ納めた納付金と保険給付費等の収支バランスを確認するとともに、その過不足については、被保険者の負担の軽減につながるよう鳥取県と調整すること。
- 4 被保険者に不公平感が生じないように収納率向上対策に引き続き努めるとともに、短期被保険者証や被保険者資格証明書の発行にあたっては、生活実態等に対し十分配慮しつつ行うこと。

健康保
乱もな
ている

が見込
の世代
れに対
妻保険
るが、
食料率
るが、

制度改
30年
バラ
から総
食料率

割
9円

り
5円

円